

三重自慢の観光資源を活用した滞在価値創出支援事業業務委託仕様書

1 業務の名称

三重自慢の観光資源を活用した滞在価値創出支援事業業務

2 業務の目的

多様化する旅行者ニーズを満たし、三重県の観光地への来訪者の増加を目的に、地域ブランディングに取り組む意欲のある DMO、観光協会、市町や観光関係者など（以下、「DMO 等」という。）と観光施設、飲食店、宿泊施設、交通事業者など、多様な事業者間による観光事業における地域連携の取組（以下、「地域連携の取組」という。）を対象に観光地域マーケティングの考え方を取り入れて、地域における特徴的な観光資源を活用した滞在型の観光資源の発掘・磨き上げ、モデルコースの作成及び事業の効果検証を行うことで、県内旅行者の周遊・滞在性を向上させる。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和 7 年 3 月 24 日（月）

4 業務内容

以下の業務を行うこと。

(1) 事業に関する説明会・募集・選定

ア 説明会・相談会の実施

- i) DMO 等に対し、地域連携の取組に関する支援事業について説明会をオンラインにて開催する。
- ii) 上記での説明会后に、個別に DMO 等からの相談に応じる相談会を実施する。
各 DMO 等からの意向に対応できるよう、対面、オンライン双方で実施できるよう 1 日以上確保すること。

イ 募集

説明会開催後、対象者向けに募集を実施する。

なお、募集を行うにあたり、各 DMO 等から以下の項目を記載した「連携事業計画」の提出を求める。

※「連携事業計画」の様式を提案すること。ただし、「(4) ウ 観光地域マーケティング基礎研修」の実施を念頭に入れ、観光地域マーケティング戦略の考え方を取り入れること。

- i) 地域連携での観光に関する現状の取組状況
- ii) 現状の課題
- iii) 今後目指すべき地域連携での観光の取組
(観光資源の発掘・磨き上げ、モデルコースの作成等の内容を含んだもの)

ウ 応募者への対応

DMO 等から応募にあたっての質問や相談等に対応するとともに、事業の趣旨に沿った内容の「連携事業計画書」が提出されるよう、記載内容や方法などについてのアドバイスを行う。

その後、応募者から提出された「連携事業計画」を取りまとめる。

エ 選定

募集の結果、DMO 等から提出された「連携事業計画」をもとに、商品化、持続可能な販売提供体制の構築、及び地域への経済波及効果の視点に基づき、選定基準を提案する。

作成した選定基準に基づき、DMO等の候補者を選定する。候補者の中からの最終選定は三重県が行う。(8件程度を想定。なお、応募状況によっては若干の増減あり)

なお、選定会議の構成員については、地域で連携した観光資源の発掘・磨き上げ、モデルコースの作成などに知見のある専門家や旅行会社のバイヤー等を複数含めた構成とする。

DMO等の候補者の選定にあたっては、選定会議を開催し、現地調査及び関係者へのヒアリングも踏まえ検討する。

上記、選定基準、選定会議の構成員については県と協議し決定すること。

オ 結果通知

選定後、応募のあった全てのDMO等に対して結果を通知するとともに、選定されなかったDMO等から提出された「連携事業計画」についてのアドバイスを行う。

カ 専用webサイトの作成

上記「ア 説明会・相談会の実施」から「エ 選定」に関する業務を行うにあたり、専用webサイトを作成し、事業に必要な情報を提供する。

(2) 事業化可能性調査 (FS調査)

地域における特徴的な観光資源の磨き上げによる来訪者の増加の可能性を探るため、ニーズ・経済性等の観点で、それぞれの連携事業計画について以下の調査を行うこと。

- ・高付加価値旅行者、国内旅行者、外国人旅行者などターゲット別の観光消費動向をふまえたニーズ調査
- ・旅行商品化に向けた可能性、課題に関する調査
- ・各事業者の採算性調査
- ・その他必要となる項目を提案すること

(3) 専門家による伴走支援

選定したDMO等ごとに専門家を選定し、以下のとおり支援を行う。

ア 課題の洗い出し

提出された「連携事業計画」をもとに個別にヒアリングを行い、三重県の特徴的な観光資源を活用した滞在型の観光資源の発掘・磨き上げ、モデルコースの作成に向けた支援を進めるうえでの課題を洗い出し、その課題に則した専門家を配置する。

イ 「連携事業計画」のブラッシュアップ

上記アで洗い出した課題に対して、専門家のアドバイスを含めて課題解決に取り組み、「連携事業計画」をターゲットとなる観光客層を複数想定し、対象者ごとに対応できるようブラッシュアップを行う。

なお、専門家による伴走支援については、目安として2回以上現地にて実施し、オンラインについては必要に応じて都度実施すること。

ウ モデルコースの作成支援

上記イで磨き上げた「連携事業計画」どおり、実施できるようにするため、モデルコースの作成支援を現地及びオンラインで実施する。

なお、現地での支援については3回以上、オンラインでの支援については都度実施すること。

(4) 研修・交流会

ア 更なる地域連携を目的とした研修

他県での観光に関する地域連携の成功事例等を紹介し、DMO 等ごとに事業を検討するうえで参考にできるような研修を開催する。

イ 地域の調整に関する研修

地域内における各事業者間の調整役向けの研修を行い、地域内でより円滑に事業を進められることを目的とした研修を開催する。

ウ 観光地域マーケティング基礎研修

地域への来訪者を増やし、地域の経済効果や住民満足度を向上させる好循環を構築するための仕組みづくりの基礎的な考え方を学ぶ研修を開催する。

エ 交流会

地域をまたぐ意見交換や情報共有など、DMO 等間の交流が行えるよう交流会を開催する。(極力対面で開催できるよう努める)

(5) モニターツアーの実施

上記(3)実施後に DMO 等单位でのモニターツアーを実施する。

なお、1件あたり3名以上のモニターで実施し、そのうち、アンケートを行い取りまとめ、結果をフィードバックする。

上記3名のうち少なくとも1名は、富裕層向けにオーダーメイドでのツアー造成に携わっている方を含み、残りの2名についても、事業の趣旨に沿って適格に評価できる方を手配すること。

(6) 事業実施後の DMO 等の数値化

上記(2)及び(4)実施後に、当該事業の効果を検証するため、DMO 等ごとに、次の項目について、独自の指標を作成したうえで数値化し、順位付けすること。

また、当該結果については、(1)「カ 専用 web サイトの作成」で作成した web サイトに掲載すること。

ア 地域連携

イ 旅行商品 (採算性を含む)

ウ インバウンド対応

エ 独自性

オ その他特筆すべき事項

なお、指標の作成や DMO 等ごとの数値の算定については、複数の専門家を含めた会議体で実施すること。

当該事業の検証結果を踏まえ、県において、翌年度事業としてプロモーション支援などの補助事業等の実施を検討する。補助事業の DMO 等の選定については、算定した数値を参考に、人員や販売体制が確立された地域を対象に検討する。

(7) 事業の効果検証

本業務の実施結果を踏まえ、次年度以降の事業の展開について検証、提案を行うこと。

(8) 打合せの実施

本業務の進捗管理や円滑な遂行等を目的に、県と定期的なミーティングを実施

すること。(2週間に1回程度)

また、必要に応じて、オンライン又は対面での打合せを開催すること。なお、オンラインの場合は場所(バーチャル会議室)の設定すること。

なお、ミーティングの記録作成も行うこと。

(9) 報告事項

受託者は、次の項目について、県への報告を行うこと。

- ア 業務運営に係る体制の見直しが必要となった場合は、県へ報告を行い、協議すること。
- イ 県の判断が必要なものおよび重要と判断されるものについては、その都度直ちに県に報告し、情報を共有するとともに、必要に応じて指示を受けること。

(10) 完了報告

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を県に提出すること。

ア 報告期限

令和7年3月24日(月)

イ 記載事項

- i) 委託名
- ii) 契約金額
- iii) 契約日、契約期間
- iv) 完成年月日
- v) 実施した業務概要
- vi) その他、事業実施の説明に必要な書類

(11) 事故報告

業務遂行にあたり、不適切な事務処理や事故及び遅延が生じたまたは生じる見込みとなった場合や、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに県へ報告し協議を行うこと。

(12) 契約の変更

本業務にかかる工数や内容等を踏まえ、県と受託者が協議の上で契約を変更できるものとする。

(13) 業務の実施体制

ア 業務責任者等の選任

受託者は、契約締結後速やかに業務責任者を選任し、県に届けなければならない。業務責任者は、委託業務を統括し、その遂行についての指揮監督を行い、業務従事者等の指導を行うとともに、委託業務の遂行について県へ協議・報告を行う。

イ 名簿の提出

受託者は、ア に定める者を配置し、従事者名簿を提出するものとする。

名簿に記載された者を変更した場合には、速やかに県に提出しなければならない。

ウ 実施体制の見直し等

業務の増減により提出した提案書に示された業務運営に係る体制の見直しや業務従事者の人員配置に増減がある場合は、事前に県と協議するものとする。

なお、提案書に満たない配置となった場合は、相当額を精査し、最終的に減額の変更契約を行うものとする。

(14) その他、受託上の留意点

ア 受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、被写費、交通費、通信費、消耗品費等は、本業務委託料に含むものとする。

イ 契約締結後において、委託者の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、委託者と受託者とで取り扱いを協議する。

ウ 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

エ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。

オ 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

カ 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。

キ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

ク 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。

ケ 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

コ 受託者は、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

i) 断固として不当介入を拒否すること。

ii) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

iii) 県に報告すること。

iv) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

なお、受託者が上記 ii) 又は iii) の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

サ 障がい理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。